



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	1
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (")	1
○生活保護法による施術機関の指定 (")	1
○生活保護法による指定施術機関の廃止の届出 (")	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (2件) (漁業管理課)	1
◎告示 (県立都市公園の設置) の一部改正 (公園下水道課)	2
◎告示 (車両の乗入れ又は駐車をするところができる区域の定め) の一部改正 (")	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	4
正誤	
◎正誤 (平15・6・24付け 告示ほか)	5

告 示

高知県告示第378号
漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112

条の2第3項の規定により告示する。
平成19年5月28日 (掲示済)
高知県知事 橋本 大二郎

伊尾木川北加入区
高知県告示第379号
漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成15年5月高知県告示第320号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成19年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。
平成19年5月28日 (掲示済)
高知県知事 橋本 大二郎

伊尾木川北加入区
高知県告示第380号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かずクリニック	土佐清水市本町10-3	平19・5・1
中土佐町立大野見診療所	高岡郡中土佐町大野見吉野14	" 4・1
岡村歯科診療所	四万十市古津賀1917-4	" 5・1
辻益デンタルクリニック	長岡郡本山町本山620	" 4・1
はやかわ歯科医院	高岡郡佐川町甲853-1	" 5・1

高知県告示第381号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かずクリニック	土佐清水市本町10-3	平19・4・30
岡村歯科診療所	四万十市中村本町2-31	" " "

高知県告示第382号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	休止年月日
楠目病院	香美市土佐山田町百石町1-12	平19・3・31
		- 1

高知県告示第383号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	指定年月日
中橋 陽一	なかはし接骨院	南国市緑ヶ丘1-1107	平成19年4月1日

高知県告示第384号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	廃止年月日
中橋 陽一	中橋接骨院	南国市稲生3067-1	平成19年3月31日

高知県告示第385号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成19年5月29日
高知県知事 橋本 大二郎

- 法第8条第1項の規定により安芸市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
平成19年1月高知県告示第2号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
すまいる あき
安芸市久世町1495番地6
- 意見の概要
当該届出に係る変更事項については、周辺地域への影響や周辺住民の生活環境に支障がないものと思われる。

高知県告示第386号
漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

徳 弘 秀 治

〃

山 岡 勝 彦

〃

中 野 健 志

(2) 加入区の名称

安満地加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年5月29日から同年6月12日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合安満地支所

高知県告示第387号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡芸西村

渡 辺 日出夫

〃

安 岡 信 一

〃

善 万 哲 児

(2) 加入区の名称

芸西加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

芸西漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年5月29日から同年6月12日まで

(2) 縦覧場所

芸西漁業協同組合

高知県告示第388号

昭和60年2月高知県告示第105号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正する。

平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

3中

「南国市田村字イゲノキ乙1004番6ほか5筆
南国市田村字徳蔵乙659番7ほか4筆」

を

「南国市田村字イゲノキ乙1004番6ほか28筆
南国市田村字徳蔵乙659番7ほか5筆
南国市田村字徳蔵ノ前乙330番1ほか10筆」

に改める。

4中「6.80ヘクタール」を「8.18ヘクタール」に改める。

高知県告示第389号

平成5年2月高知県告示第63号(車両の乗入れ又は駐車をする
ことができる区域の定め)の一部を次のように改正する。

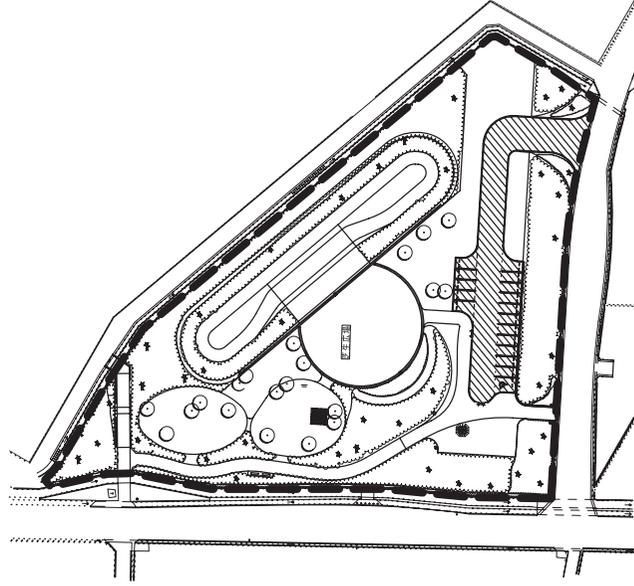
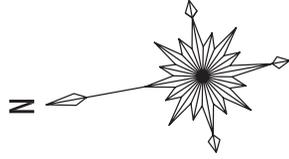
平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

「別図4まで」を「別図5まで」に改める。

別図に次の1図を加える。

別図5



公園境界



車両の乗り入れ又は駐車
をすることができる区域

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年5月16日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年5月16日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19 年5月 16日	特定非 営利活 動法人 地域の 安全を 図る会	畑山 啓 輔	高知市 升形5 -40 オリエ ントホ テル高 知グラ ンドビ ル501 号	この法人は、行政と地域住民との連携を図りながら、住民の皆さんが安全安心な豊かな生活ができるような支援活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	中村 雄輔	南国市久枝 51-1
〃	濱田 榮	〃 〃 112
〃	松下 惇二	〃 〃 474
〃	岡本 明夫	〃 〃 74
〃	濱田 省三	〃 〃 407-1
〃	吉本 昭市	〃 〃 65
〃	澤田 幸子	〃 〃 164

〃	常德 一郎	〃	下島丙101-7
〃	徳久 清夫	〃	〃 乙 75
〃	北村 光明	〃	前浜 84-1
監事	岡田 正憑	〃	久枝 82
〃	徳久 一幸	〃	〃 38
〃	山北 泰司	〃	〃 201-2
(就任)			
理事	中村 雄輔	南国市久枝	51-1
〃	岡田 正憑	〃	〃 82
〃	岡本 明夫	〃	〃 74
〃	松下 惇二	〃	〃 474
〃	澤田 幸子	〃	〃 164
〃	徳久 一幸	〃	〃 38
〃	常德 一郎	〃	下島丙101-7
〃	徳久 清夫	〃	〃 乙 75
〃	北村 光明	〃	前浜 84-1
監事	山北 泰司	〃	久枝 201-2
〃	池本 司	〃	〃 89

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成19年5月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類  
土佐都市計画公園（2・2・5字佐市民公園）の変更
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び土佐市役所

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正                   | 誤                |
|----------|------|-----|-----|-----------|---------------------|------------------|
| 平15・6・24 | 8560 | ◎告示 | 3   | 中<br>(40) | <u>字平ノ山ノ一</u>       | <u>平ノ山ノ一</u>     |
| 平17・11・1 | 8794 | ◎告示 | 10  | 右<br>(25) | <u>第6条第8号</u>       | <u>第6条第7号</u>    |
| 平18・4・21 | 号外14 | ◎規則 | 36  | 右<br>(28) | <u>加え、同条を第4条とする</u> | <u>加える</u>       |
|          |      |     | 40  | 右<br>(9)  | ( <u>第4条関係</u> )    | ( <u>第5条関係</u> ) |
| 平19・2・23 | 8923 | 告示  | 2   | 右<br>(30) | <u>字ズズ山</u>         | <u>字ズズ山</u>      |
|          |      |     |     | 右<br>(42) | <u>字ズズ山</u>         | <u>字ズズ山</u>      |
| 平19・3・31 | 号外11 | ◎規則 | 1   | 中<br>(22) | <u>第9条第3項</u>       | <u>第25条第3項</u>   |